

令和8年度横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業における設備導入支援制度 利用規約

第1条（総則）

1. 本規約は、横浜市が、令和8年度横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業において実施する設備導入支援に関し、ポイント等の交付を申請する者が遵守すべき事項や還元の要件等を定めることを目的とするもので、本事業を運営する横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局と申請者との間に締結されるものです。

2. 本事業に係る申請は、本規約を必ずお読みいただいた上で行うものとし、申請者は本規約に同意したものとみなします。

第2条（定義）

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「市」：横浜市をいいます。
- (2) 「本事業」：令和8年度横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業をいいます。
- (3) 「事務局」：本事業の運営を目的として設置された横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局をいいます。
- (4) 「申請」：ポイントの交付又は商品券の還元を受けるために申請者が事務局に対し行う、第6条に規定する「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」への参加を申請する「参加・導入支援申請」、及び対象設備の設置が完了した時点で申請する「設置完了申請」の2つの申請をあわせたものをいいます。
- (5) 「申請者」：本事業において、申請受付期間中に対象製品の購入・設置等を行い、事務局に対し、申請を行った者をいいます。
- (6) 「ポイント」：設備導入支援の申請者に対して交付される「よこはまグリーンPay」をいいます。
- (7) 「キャッシュレスポイント」：交付された第6号に規定するポイントと交換できる各種キャッシュレス決済において利用可能なポイントをいいます。
- (8) 「商品券」：申請者が還元を受けることのできる商品購入時に利用可能な金券をいいます。
- (9) 「ポイントの交付等」：ポイントの交付及び商品券の送付を総称したものをいいます。
- (10) 「還元」：申請者に交付されたポイントが各種キャッシュレスポイントに交換されたことをいい、商品券を選択した申請者に対しては、申請者に商品券を送付することをいいます。
- (11) 「代替」：ポイント交付後、キャッシュレスポイントに交換されず交換期限満了となったポイントを「QUOカードPay」として交付することをいいます。
- (12) 「参加」：J-クレジット制度のプロジェクトである「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」への参加をいいます。
- (13) 「参加者」：「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」の参加者のことをいいます。
- (14) 「特設サイト」：本事業に関する情報を掲載し、申請者がアクセスできるインターネット上のウェブサイトをいいます。

第3条（本事業の概要及び要件）

1. 本事業は、本規約に定めるところにより、市が、省エネや再エネの活用を進め、脱炭素社会の実現に向けた市民や事業者の行動変容を促進することを目的として実施するものです。

2. 本事業においてポイント等の還元を受けることができる申請者は、市内に居住（横浜市内に住民登録がある者）する者または本事業実施期間中に横浜市民になる個人であって、次項第1号に定める期間内に、対象製品（第4条に定める製品をいいます。）を新たに購入し、設置完了申請の申請日までに市内の自宅に設置した参加者（ただし、V2H 充放電設備については参加者であることを要件としないものとし、横浜市内で自らが事業を営む建物を有する事務所又は事業所に対象設備を設置した事業者も申請可能とします。）とします。電気自動車(PHEV 含む)の場合、使用の本拠の位置を横浜市内としているものとします。

3. 本事業の参加・導入支援申請受付期間及び設置完了申請受付期間は、それぞれ次に掲げるとおりとします。

(1) 参加・導入支援申請受付期間：令和8年6月15日（月）から令和8年12月25日（金）まで
※郵送は消印有効

(2) 設置完了申請受付期間：令和8年6月16日（火）から令和9年1月22日（金）まで
※郵送は消印有効

4. 前項(1)に掲げる期間は、参加・導入支援申請の還元見込み額が市事業（横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業）における予算上限に達した場合等において変更される場合があります。

第4条（対象設備・還元額）

1. 本事業における支援対象設備、その還元額、条件及び対象製品は、以下のとおりとします。なお、対象製品は**新品（未使用品）**に限ります。

対象設備	還元額	条件	対象製品
太陽光発電設備	15,000 円/kw (上限 4kw)	蓄電池、エコキュートまたは電気自動車・プラグインハイブリッド自動車を同時に設置するか既に設置していること ※買い替え、増設は対象外	・一般財団法人電気安全環境研究所（JET）等からの太陽電池モジュール認証を受けたもの ・太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが導入される住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの ・発電量・売電量が月別または累計で記録・表示できる装置を設置していること（HEMS、アプリ等含む）

対象設備	還元額	条件	対象製品
蓄電池	120,000 円/件	太陽光発電設備を同時に設置するか既に設置していること ※買い替えは対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の国の補助事業における補助対象機器として、申請時点で一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているものであること ・常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備で発電した電力の全部または一部を蓄電システムに充電するとともに、充電した電力を当該住宅で消費するもの ・敷地内に設置された定置用であること
エコキュート	20,000 円/件	太陽光発電設備を同時に設置するか既に設置していること ※買い替えは対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯省エネ 2026 事業（令和 7 年度補正予算「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」）のヒートポンプ給湯器（エコキュート）の対象製品型番リストに掲載されている製品
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	100,000 円/件	太陽光発電設備を同時に設置するか既に設置していること ※買い替えは対象外（ただしガソリン車・軽油（ディーゼル車からの買い替えは対象）	<p>【電気自動車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証に、当該自動車の燃料が電気であることが記載されているもの ・経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象となる電気自動車（普通車・軽自動車）であること <p>【プラグインハイブリッド自動車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証に、当該自動車の燃料がガソリン及び電気、もしくは軽油及び電気であることが記載されているもの ・経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象となるプラグインハイブリッド自動車（普通車）であること
電気自動車（太陽光発電設備なし）	50,000 円/件	※買い替えは対象外（ただしガソリン車・軽油（ディーゼル車からの買い替えは対象）	<p>【電気自動車】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証に、当該自動車の燃料が電気であることが記載されているもの ・経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助

対象設備	還元額	条件	対象製品
			金」の対象となる電気自動車（普通車・軽自動車）であること
燃料電池 （エネファーム）	30,000 円/件	※買い替えは対象外	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品であること
太陽熱利用システム	50,000 円/件	※買い替え、増設は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けたもの、またはJIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）かつ強制循環式のもの ・集熱量が月別・累計で記録・表示できる装置を設置していること ・給湯のみに利用しており、床暖房等の暖房器具には利用していないこと
V2H 充放電設備	100,000 円/件	※買い替えは対象外	国の補助対象としている設備または一般社団法人 CHAdeMO 協議会の認証した設備

2. 還元額は事務局において申請内容を審査の上、決定するものとします。

3. 対象設備一件につき、一回までの申請となります。導入世帯が同一の戸となる場合、申請者が別であっても、申請は一回までとなります。

4. 太陽光発電設備及び蓄電池については同一系統に設置される設備は1件となります。

5. 太陽光発電設備の還元額について

公称最大出力の小数点第3位以下切り捨て、千円未満切り捨てとなります。

第5条（ポイント・商品券の種類）

申請者が第3条に定める申請受付期間内に事務局に対し申請することで、事務局より交付または還元されるポイントまたは商品券の種類は、次に掲げるものとします。

(1) ポイント：よこはまグリーン Pay

(2) 商品券：商品購入時に利用可能な金券（JCB ギフトカード）。

第6条（申請手続）

1. 申請者は、本規約の内容を十分に承知し、同意した上で事務局に対し申請を行うものとします。
2. 申請手続は、原則として以下の手順により行うものとします。

(1) 申請者は、特設サイト内の参加・導入支援申請フォームからオンライン申請を行うことを原則とします。ただし、オンライン申請が難しい場合は、所定の用紙により申請書類を事務局宛てに郵送する方法によって申請を行うことができます。

(2) 参加・導入支援申請は、対象設備の設置前に行うものとします。当該申請に際しては、特設サイト内にある申請フォームまたは申請書に記載が必要な項目（氏名、住所、設備情報等）の入力（記入）と本人確認書類が必要です。対象設備の設置は参加・導入支援申請を行った日（オンライン申請の場合は申請の受理のメール（自動返信メール）が届いた日、郵送申請の場合消印日）の翌日から着工することができます。ただしこの時点でポイントの交付等の対象であることを確約するものではありません。

(3) 事務局は、前号による参加・導入支援申請を受け付けたときは、申請内容を審査し、当該申請が本規約で定める要件を充足すると認められる場合は、申請者に対して申請の審査完了の通知を行うものとします。なお、事務局は、申請内容の審査の過程において、メール、電話等の方法により申請者に対して問い合わせを行う場合があります。

(4) 審査の過程において、参加・導入支援申請内容に不備がある場合は、事務局は速やかに申請者に不備補正のための連絡を行い、その内容を記録します。

(5) 申請者は、審査完了の通知を受領後、参加・導入支援申請のあった設備が設置されたことを設置完了申請フォームからオンライン申請を行うこととします。ただし、オンライン申請が難しい場合は、所定の用紙により申請書類を事務局宛てに郵送する方法によって申請を行うことができます。事務局は設置完了申請を受け付けたときは、申請内容を審査し、当該申請が本規約で定める要件を充足すると認められる場合は、申請者に対しポイントの交付等を行います。

(6) 設置完了申請の審査完了後、ポイントの交付等の対象である旨、申請者へSMSやメール（郵送申請者については郵送、電話）等にて通知を行います。

(7) ポイントの交付等の方法は次のとおりとし、申請者が設置完了申請時に選択することとします。ただし、郵送申請においては、商品券による還元のみとします。

ア. ポイントを選択した場合

(ア) 申請者に対し、ポイントの受け取りに必要なURLを記載したSMSやメール等を送付するものとします。

(イ) 申請者は、当該URLによりアクセスできるインターネットサイト上において、ポイント交換の手続を行うものとします。

(ウ) ポイントの交換期限は、令和9年3月12日（金）とし、交換期限が経過した時点において未交換のポイントがある場合、当該未交換ポイントは、交換期限の最終日の翌日から令和9年3月22日（月）までに、自動的に「QUOカードPay」に交換（代替）となります。

イ. 商品券を選択した場合

(ア) 申請者に対し、商品券を設置完了申請書記載の申請者の住所地に宛てて送付するものとします。

(イ) 送付された商品券を受領できなかった場合、申請者は速やかに受領するための手続等を自ら行うものとし、最終的に事務局に商品券が返送された場合、事務局は1度のみ再送等の対応を行います。万一、再送等が困難な場合は、市と協議の上、取り扱いを決定します。

なお、申請者は最初の商品券発送日から5年間受領が無かった場合、取得権を失うこととします。

(ロ) ポイントの交付は、申請された設置完了申請の審査完了から約2週間程度（土日祝日含む）（商品券の場合は設置完了申請の審査完了から約1か月程度で送付）で行うものとし、令和8年度9月以降から順次交付（送付）することとします。なお、やむを得ない事由により、当該期間内にポイントの交付又は商品券の送付ができない場合があります。

3. 申請者は、前項の申請手続を行った場合、やむを得ない理由がない限り、当該申請の取り下げ及び申請に係る情報の変更等を行うことはできないものとします。やむを得ない理由により、申請の取り下げまたは申請に係る情報の変更等を行う必要がある場合、申請者は第22条に定めるコールセンターに連絡等、必要な手続きを取るものとします。

4. 申請者が申請書類を郵送する際、または商品券等が申請者に郵送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延、紛失、損害などのすべての事故について、市または事務局に故意または過失がある場合を除き、市及び事務局は一切の責任を負いません。

5. 申請に係る通信料及び郵送料等は、申請者の負担とします。

第7条（申請の受付ができない場合）

1. 次の各号に掲げる場合には、前条による申請を受け付けることができません。

(1) 天変地異、システム障害、点検、保守作業その他のやむを得ない理由により、申請受付を停止している場合。

(2) 本事業に係る累計還元見込額が予算上限に達し、支援申請の早期終了日が設定された場合、当該早期終了日の翌日以降に申請された場合。

(3) 申請に必要な情報が不足している場合。

(4) その他本規約または本事業の趣旨目的に反すると認められる申請の場合。

2. 前項により申請を受け付けることができなかったことにより申請者に損害が生じた場合でも、市または事務局の責めに帰すべき事由による場合を除き、市及び事務局等は一切の責任を負いません。

第8条（ポイントの交付等ができない場合）

1. 次の各号に掲げる場合には、申請があっても、ポイントの交付等を行わないものとします。

- (1) 前条第1項に掲げる申請の受付ができない場合に該当するとき。
- (2) 申請の要件を満たさないと判断される時。
- (3) 申請に当たり、虚偽の内容の入力または記載が認められたとき。
- (4) 第6条の申請に係る対象製品が返品（売買契約が解除された場合または売買契約が無効若しくは取り消された場合等返品の理由を問わない。）されたとき。
- (5) その他本規約に違反若しくは本事業の趣旨目的に反することが判明またはその疑いがあると市または事務局が判断したとき。

2. 前項により申請者に対してポイントの交付等を行わない場合であっても、これにより申請者に生じた損害について、市または事務局の責めに帰すべき事由がある場合を除き、市及び事務局は一切の責任を負いません。

第9条（禁止事項）

申請者は次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本事業に係るポイントの交付等を受けた後、当該還元に係る対象製品を第三者に転売、譲渡等すること。
- (2) 第3条第2項、第7条及び第8条の規定に照らし、申請を行うことができないものであることを知って申請を行うこと。
- (3) その他、本事業の趣旨目的に反する行為。

第10条（ポイントの交付等の取消・訂正と返還義務）

1. 事務局は、次の場合にポイントの交付等を取り消すことができることとします。

- (1) ポイントの交付等に係る申請が第7条、第8条または第9条に該当することが事後的に判明した場合。
- (2) 申請者が本規約に違反する行為その他の不正行為を行った場合またはその疑いがあると判断した場合。
- (3) 申請者に対してポイントの交付等が行われた後に、当該ポイントの交付等に係る対象製品が返品された場合。
- (4) その他本事業の趣旨目的に照らしポイントの交付等を取り消す必要があると認められる場合。

2. 事務局は、申請者または事務局のいずれの責による場合でも、申請に係る対象製品に対応する還元額と、実際に交付または還元されたポイントまたは商品券との間に齟齬のある場合は、適正な額に訂正する権利を有します。

3. ポイントの交付等の決定が取消または訂正された場合、申請者は、ポイントまたは商品券の金額に相当する額を、事務局に対して事務局が指定する方法において返還する義務を負うこととします。

第11条（調査）

市または事務局は、申請者が第9条に規定する禁止事項を行っていること、その他本規約に違反することが疑われる場合にあっては、対象設備の設置状況等に関する調査を行うことができます。その場合において、申請者は、市または事務局の調査の実施に協力しなければならないものとします。

第12条（誓約事項）

申請者は、申請に当たり、次の各号に掲げる事項について誓約するものとします。

- (1) 申請に当たり、虚偽の内容を入力または記載しないこと。
- (2) 申請に当たり必要となる証拠書類等について、ポイントの交付または商品券による還元が完了するまで保管すること。また、証拠書類等に対し不正に作製、複製、改ざんを行わないこと。
- (3) 本事業に係る申請を行うに当たっては、本事業の実施に関連する法令、約款、本規約等を遵守すること。
- (4) 申請者は、横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団員若しくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) その他本規約に記載される事項を遵守すること。

第13条（事業の内容変更・終了）

1. 本事業は、第3条第3項の規定にかかわらず、予算上限到達による早期終了を含む、事業の終了または中止及び内容を変更する場合があることを申請者はあらかじめ承認するものとします。なお、これらの場合、市または事務局は、本事業が終了、中止または内容変更される旨を市の公式ウェブサイト及び特設サイトへの掲載その他の市が適当と判断する方法により告知するものとします。

2. 前項の終了、中止または内容変更により申請者に生じた損害について、市または事務局の責めに帰すべき事由によるものでない限り、市及び事務局は一切の責任を負いません。

第14条（規約の変更）

1. 市及び事務局は、本事業の実施期間内、必要に応じて、本事業及び本規約の内容を変更できるものとします。変更する場合は、特設サイト等で掲載します。

2. 前項の変更により申請者に生じた損害について、市または事務局の責めに帰すべき事由によるものでない限り、市及び事務局は一切の責任を負いません。

第 15 条（申請者の責任）

申請者は、申請者自身の責任において本設備導入支援制度を利用し、対象製品の選定・購入、申請、ポイントまたは商品券の受領など、本事業に係る行為の一切を行うものとし、本設備導入支援制度の利用に係る一切の行為及びその結果について、市または事務局の故意または過失によるものを除き、一切の異議等申し立てないものとします。

第 16 条（免責事項）

本事業の実施及び参加に関して申請者に生じる紛争、損害等について、市または事務局の責めに帰すべき事由によるものでない限り、市及び事務局は一切の責任を負いません。

第 17 条（通知）

1. 本事業に関する市または事務局から申請者への通知は、市または事務局が適当と判断する方法により行うものとします。

2. 前項の通知が不着であったことにより申請者に生じた損害について、市または事務局に故意または過失がある場合を除き、市及び事務局は一切の責任を負いません。

第 18 条（告知内容の改定）

特設サイトに掲載される最新の内容は、当該内容掲載時点より前に発出されたすべての告知内容に優先するものとします。最新の規約内容及び告知内容等と相違する従来告知及び印刷物等に記載された内容は、特設サイトに掲載される最新の内容に改定されたものとみなします。

第 19 条（個人情報の取扱い）

1. 申請者は、本事業に係る申請手続に必要な個人情報（住所、氏名、電話番号等）を事務局に提供することに同意するものとします。

2. 事務局は、本事業を通じて取得した個人情報について、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づく「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵

守し、データベースへの不正アクセス、個人情報の紛失及び漏洩等を防止するための措置を行うことにより、情報を適切に取り扱います。

3. 事務局は、本事業を通じて取得した個人情報を、申請の審査、ポイントの交付または商品券の還元、及びモニタリングデータの収集等の本事業の遂行に必要な範囲内で利用するものとし、申請者はこれに同意するものとします。

4. 事務局は、本事業の運営に係る業務の一部を受託者等以外の事業者にも再委託することがあります。この場合において事務局は、第1項の個人情報を当該再委託先に提供することがあります。当該再委託先事業者は、提供を受けた個人情報について、適切な情報保護措置を講じるものとします。

5. 市または事務局は、本事業を通じて取得した情報について、個人を特定できない形に加工したうえで、アンケート回答内容と併せて分析を行い公表することがあります。

6. 事務局は、本事業終了後、還元の確実な実施および申請者からの問い合わせ対応のため、第1項の個人情報を市に引き継ぐこととし、申請者はこれに同意するものとします。

第20条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第21条（専属的合意管轄裁判所）

申請者は、本事業の実施に関連して生じる申請者と市または事務局との間に紛争が生じた場合、横浜地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第22条（問い合わせ先）

申請者による本事業に関する質問等については、本事業のコールセンターに問い合わせるものとします。

【コールセンターについて】

（電話番号） 申請者向け：03-6625-2260

事業者向け：03-6625-2259

（開設期間）令和8年6月15日（月）から令和9年3月中旬まで

（受付時間）午前10時から午後6時まで（月曜日及び日曜日、及び祝日と令和8年12月29日～令和9年1月3日を除く。）

第23条（附則）

1. 本規約は、令和8年6月1日より施行します。